介護保険推進協議会資料 令和 4年11月21日 保健福祉部介護福祉課

在宅介護実態調査について

■ 目的

厚生労働省では、軽度・一般高齢者の把握については介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を提示しているが、今回さらに「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討する調査として、「在宅介護実態調査」が示されている。

本調査は量の見込みを算出するものではなく、分析結果をもとに「本人の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の両立を支えるために、どのようなサービスが必要であるかを、地域ごとに議論する際の材料とすることを目的としている。

本調査ではサービス利用の実態とアウトカム (サービス利用の結果) の関係性を調査分析によって 明確にしたうえで、今後のサービス整備の方向性を議論していくことを目指す。

「第8期介護保険事業計画」においても取組んだところであるが、継続して調査することで、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するデータとして活用する。

■ 対象者

在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う 認定調査を受ける方

※介護保険サービスの利用実績のない、新規申請者については調査対象外

※昭島市内に住民登録を残したまま、他市町村にいる方については調査対象外

■ サンプル数

人口が概ね10万人以上の自治体においては、600サンプル数を確保することが望ましいとされている。

■ 調査方法

サービス利用の詳細などをアンケートで把握することの困難さから、要介護認定データと関連付けた分析を行うことを前提とした、認定調査員による聞き取り調査を基本とする。

これにより、認定調査員による聞き取り結果や認定審査会の審査結果など、通常のアンケート調査では把握が困難な、客観的なデータに基づいた分析等を行うことが可能になる。

【国が示した調査方式】

- ① 認定調査による聞き取り(国の推奨方式)
 - →要介護認定データの活用を前提とした設計
 - ・認定調査の際に聞き取る概況調査の内容を、調査票に転記する。
 - ・あわせて、後日に認定調査の結果と関連付けた分析を行う。

② 郵送調査(接続方式)

→限られた期間内で充分なサンプルを確保することができない場合に選択 郵送の際に被保険者番号などを付し、回収後認定データと関連付ける。

③ 郵送調査(非接続)

→認定データを活用せず、必要となるすべてのデータをアンケート調査で実施する。 回答者の負担が大きく、回答の制度も充分なものは望めない。



※サンプル数は600程度確保することとする。

※国が推奨していることや実施期間が短くできることから、「① 認定調査による聞き取り」により 実施する。

■ 調査項目

厚生労働省が示した内容は、<u>基本調査項目(9問)</u>に加えオプション調査項目(10問)となっているが、本市においては、認定調査員の負担を軽減するため基本調査項目(9問)のみとする。

■ 分析方法

厚生労働省の分析ツールを用いて分析を行う。